

## 回 答 書

工 事 名 : R1波耕 県単 花瀬 排水路工事

路 線 名 : 那賀 地区

工 事 箇 所 : 那賀郡那賀町

No	質問内容	回答
1	<p>○建設発生土について</p> <p>① 数量計算書では約60m<sup>3</sup>の残土が見込まれますが、現場説明書では建設発生土の搬出について対象無しとなっています。発生土の扱いはどうなりますか。</p>	<p>残土については、隣接する圃場へ敷き均しをする。</p>
2	<p>○伐採について</p> <p>① 伐採した立木および除去した根株等について、「根株処分費」といった項目はありませんが、搬出や処分等は必要ないのでしょうか。</p>	<p>伐採した立木および除去した根株等については、現場に存置とする。</p>
3	<p>○看板について</p> <p>① 看板とはどのようなものでしょうか。その仕様と設置箇所について明示をお願いします。</p>	<p>「地すべり防止区域」を示した標識を更新するもの。 アルミ板で厚1.2mm×縦70cm×横90cmで、表面保護フィルム張りとする。(農水省指定)</p>
4	<p>○施工単価について</p> <p>① ほぼ全ての構造物の施工に資材の運搬作業が必要ですが、資料の施工単価表に「小車運搬」といった項目は無いようですが、どのようになっていますか。</p>	<p>率計上している諸経費対象以外について、必要に応じて協議の対象とする。</p>
5	<p>○仮設道等について</p> <p>工事箇所の性質上、重機や資材の搬出入・運搬等に際しての仮設道や落石防護のための仮設備が不可欠であると思われます。仮設道の経路や仕様、規模等について、資料には示されていないようですが、仮設計画はどのようになっていますか。また、設計には含まれていないのでしょうか。</p>	<p>狭小な通路を確保しているが、必要に応じて協議の対象とする。</p>